

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年12月12日(2022.12.12)

【公開番号】特開2021-145864(P2021-145864A)

【公開日】令和3年9月27日(2021.9.27)

【年通号数】公開・登録公報2021-046

【出願番号】特願2020-48276(P2020-48276)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和4年12月2日(2022.12.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数段階に区分けされた演出であって、各段階を突破した場合には次段階に移行する複数段階演出が実行可能な遊技機であって、

複数種の第一要素のうちのいずれかが基準演出要素とされ、

複数種の第二要素のうちのいずれかが各段階に設定される段階演出要素とされ、

前記基準演出要素と、各段階に設定された前記段階演出要素が特定関係にあるか否かにより、各段階を突破する蓋然性が示唆されることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

複数段階のうちのある段階は前記特定関係にあり、別の段階は前記特定関係にない前記複数段階演出が発生しうることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

30

【請求項3】

複数種の前記第二要素のうちのいずれかは、二種以上の前記第一要素と特定関係にあるマルチ第二要素であることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

複数種の前記第二要素のうちのいずれかは特別第二要素とされ、

前記特別第二要素がある段階の前記段階演出要素とされた場合には、前記基準演出要素とされた前記第一要素の種類によらず、当該ある段階を突破することが確定することを特徴とする請求項1から請求項3のいずれか一項に記載の遊技機。

40

50